

あおり運転（妨害運転）の厳罰化

あおり運転を厳罰化する妨害運転罪を創設した改正道路交通法が令和2年6月30日に施行されました。あおり運転については、これまでは車間距離不保持などの道路交通法違反、刑法の暴行罪、危険運転致死傷罪を適用した取り締まりでしたが、なかなか減少しないことなどから、罰則の厳しい「妨害運転罪」として創設されました。

改正道路交通法では、

- 他の車両等の通行を妨害する目的で、
- 道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法により、一定の違反をした場合、妨害運転（交通の危険のおそれ）と認定されます。

あおり運転（妨害運転）の対象となる10の違反行為

- 通行区分違反（対向車線にはみ出での接近）
- 急ブレーキ禁止違反（不必要な急ブレーキ）
- 車間距離保持義務違反（前車への異常接近）
- 進路変更禁止違反（危険な車線変更）
- 追越し違反（左側からの危険な追越など）
- 減光等義務違反（ハイビームの継続）
- 警音器使用制限違反（不必要なクラクションの反復）
- 安全運転義務違反（幅寄せや蛇行運転など）
- 高速道路最低速度違反（高速道路で最低速度に達しない速度での走行）
- 高速道路等駐停車違反（高速道路・自動車専用道路での駐停車）

妨害運転（交通の危険のおそれ）には反則金の適用がなく、3年以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられます。また、違反点数は25点で、欠格期間2年の免許取消（違反歴により最大5年）になります。

さらに、妨害運転（交通の危険のおそれ）によって、高速道路等において他の車を停止させるなど、道路における著しい交通の危険を生じさせた場合《妨害運転（著しい交通の危険のおそれ）》は、罰則が重くなり、5年以下の懲役または100万円以下の罰金が科せられます。

この場合、違反点数は35点で、欠格期間3年の免許取消（違反歴により最大10年）になります。

その他にも、妨害運転は、

- 重大違反そのおそれ等の対象
- 仮運転免許の取消処分の対象
- 自動車運転者講習の対象となる危険行為
- 安全運転管理者等の欠格事由に該当する、などの規定が整備されました。

※ 新たな危険運転の規定

あおり運転にかかわる新たな危険運転を規定した改正自動車運転死傷罪処罰法が、令和2年7月2日に施行されました。

改正により、従来に加え

- 車の通行を妨害する目的で、走行中の車（重大な交通の危険が生じることとなる速度で走行中のものに限る。）の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転する行為
 - 高速道路等（高速道路・自動車専用道路）において、自動車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転することにより、走行中の自動車に停止又は徐行をさせる行為
- の二類型が新たな危険運転に規定されました。

そのため、これらの行為により死傷事故を起こした場合も「危険運転死傷罪」の対象になり、人を死亡させた場合は1年以上20年以下の有期懲役、負傷させた場合は15年以下の懲役となります。

※ 自転車のあおり運転も「危険行為」に！

他の車両を妨害する目的で執拗にベルを鳴らすなど、自転車による「あおり運転（妨害運転）」が安全講習（自転車運転者講習）の対象となる「危険行為」と規定されました。14歳以上の自転車運転者は、「危険行為」を3年以内に2回摘発された場合、安全講習の受講が義務付けられており、受講しなければ5万円以下の罰金となっています。

※ 「あおり運転」行為を受けた場合の対処法

あおり運転によるトラブルに巻き込まれないためにも、十分な車間距離の保持、安全な速度と「思いやり・譲りあい」の運転に心掛けるとともに、あおり運転を受けたときは、

- 相手にせず速やかに進路を譲りましょう。無理に逃げようとしたり、張り合って速度を上げたりすると、相手の行動をエスカレートさせてしまいます。
- 相手からの暴行等を防ぐため、窓を閉めてドアをロックしましょう。また、危険を感じたら近くの安全な場所に停車して、すぐ110番通報しましょう。
- 同乗者がいる場合は、場所、加害車両のナンバーや特徴（車種・色など）、運転者の特徴等の記録や110番通報をしてもらいましょう。
- ドライブレコーダーやカメラ等を有効に活用しましょう。

～ 堺あおり運転殺人罪確定へ ～ 令和2年8月4日 朝日新聞

堺市で平成30年7月、乗用車で大型バイクをあおって追突し、乗っていた大学生を死亡させたとして、殺人罪に問われた無職中村精寛被告（42）の上告審で、最高裁第二小法廷（三浦守裁判長）は被告側の上告を却下した。決定は7月31日付。殺人罪の成立を認め、懲役16年（求刑懲役18年）とした一審・大阪地裁堺支部判決が確定する。

あおり運転をめぐる、殺人罪を適用した裁判が確定するのは異例。

中村被告は平成30年7月2日夜、堺市南区の大阪府道で乗用車を運転中、大学4年高田拓海さん（当時22）のバイクが前に入ってきたことに腹を立てて時速96～97キロで追突して転倒させ、ガードロープの支柱にぶつけて殺害したとする罪に問われた。弁護側は「ブレーキが間に合わなかった」と故意を否定し、過失運転致死罪とどまると主張した。

一審の裁判員裁判の判決は乗用車のドライブレコーダーなどをもとに、中村被告は高速で高田さんのバイクに近づいて直前まで弱いブレーキしかかけず、事故後に「はい、終わりー」と軽い口調で発言している点を重視。死んでもかまわないという「未必の殺意」があったと認め、大阪高裁もこの判決を支持していた。